



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

西国東海岸保全事業

1号排水機場基本設計業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
西国東海岸保全事業所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

業務別業務名: 1号排水機場基本設計業務

九州農政局

[illegible]

事業名	西国東海岸保全事業				
業務名	1号排水機場基本設計業務				

業務別業務名: 1号排水機場基本設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S60208	基本設計 ポンプ場		式		1,000	歩A 式 当たり算出
	基本設計 ポンプ場 難易度補正 1 ,排水機場,3.0≤Q≤10.0m3/s,杭基礎,1.00			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計内容	難易度補正 1		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)機場区分	排水機場		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)吐出货量区分	3.0≤Q≤10.0m3/s		深夜時間:0.0		
	4)基礎区分	杭基礎				
	5)ポンプ台数補正率	1.00				
	6)1-1.準備作業現地調査	計上する				
	7)1-2.準備作業資料の検討	計上する				
	8)2-1.設計計画比較検討	計上する				
	9)2-2.設計計画ソフト 附帯設備機場	計上する				
	10)3-1.水理計算揚程、キャパシション検討	計上する				
	11)3-2.水理計算ウォーターハンマの検討	計上する				
	12)3-3.水理計算サージングの検討	計上する				
	13)4-1.機場工の設計吸水槽	計上する				
	14)4-2.機場工の設計吐水槽	計上する				
	15)4-3.機場工の設計沈砂池	計上する				
	16)4-4.機場工の設計機場本体	計上する				
	17)4-5.機場工設計設計図作成数量計算	計上する				
	18)5-1.樋門、樋管工の設計躯体工	計上する				
	19)5-2.樋門、樋管工の設計門柱	計上する				
	20)5-3.樋門樋管工設計胸壁翼壁水叩き	計上する				
	21)5-4.樋門、樋管工設計操作室管理橋	計上する				
	22)5-5.樋門、樋管工の設計水門扉	計上する				
	23)5-6.樋門樋管工設計図作成数量計算	計上する				
	24)6-1.建屋の設計建物	計上する				
	25)7.護岸工の設計	計上する				
	26)8.土工計画	計上する				
	27)9.仮締切堤設計	計上する				
	28)10.山留工設計	計上する				
	29)11.概算工事費積算	計上する				
	30)12.照査	計上する				
	31)13.点検取りまとめ	計上する				
	32)1-1個別補正準備作業現地調査	1.00				
	33)1-2個別補正準備作業資料の検討	1.00				
	34)2-1個別補正設計計画比較検討	1.00				
	35)2-2個別補正設計ソフト・附帯設備	1.00				
	36)3-1個別補正水理揚程キャパシション	1.00				
	37)3-2個別補正水理計算ウォーターハンマ	1.00				
	38)3-3個別補正水理計算サージング	1.00				
	39)4-1個別補正機場工の設計吸水槽	1.00				
	40)4-2個別補正機場工の設計吐水槽	1.00				
	41)4-3個別補正機場工の設計沈砂池	1.00				
	42)4-4個別補正機場工の設計機場本体	1.00				
	43)4-5個別補正機場工設計図・数量	1.00				
	44)5-1個別補正機場工の設計躯体工	1.00				
	45)5-2個別補正樋門樋管設計門柱	1.00				
	46)5-3個別補正樋門等胸壁翼壁水叩き	1.00				
	47)5-4個別補正樋門等操作室、管理橋	1.00				
	48)5-5個別補正樋門樋管設計水門扉	1.00				
	49)5-6個別補正樋門等設計図、数量	1.00				
	50)6-1個別補正建屋の設計建物	1.00				
	51)7個別補正護岸工の設計	1.00				
	52)8個別補正土工計画	1.00				
	53)9個別補正仮締切堤設計	1.00				
	54)10個別補正山留工設計	1.00				
	55)11個別補正概算工事費積算	1.00				
	56)12個別補正照査	1.00				
	57)13個別補正点検取りまとめ	1.00				
R04002	技師長 内業	1.300	人	82,800	107,640	
R04003	主任技師 内業	39.700	人	70,900	2,814,730	
R04004	技師 (A) 内業	57.200	人	62,600	3,580,720	
R04005	技師 (B) 内業	49.400	人	49,300	2,435,420	
R04006	技師 (C) 内業	16.900	人	42,500	718,250	
R04007	技術員 内業	11.900	人	36,700	436,730	
	合 計				10,093,490	算出数量 1.000 式
	単 価		式		10,093,490	
	*** S単一 2号 ***					
S63003	設計労務(直接人件費内業)		式		1,000	歩A 式 当たり算出

事業名	西国東海岸保全事業					
業務名	1号排水機場基本設計業務					
業務別業務名: 1号排水機場基本設計業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,0.00人,0.00人,0.00人,0.00人,0.50人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	0.00人				
	5)技師Bの人数	0.00人				
	6)技師Cの人数	0.00人				
	7)技術員の人数	0.50人				
R04007	技術員	0.500	人	36,700	18,350	
	合 計				18,350	算出数量 1.000 式
	単 価		式		18,350	
	*** S単ー 3号 ***					
S63007	設計労務(直接人件費外業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費外業) 0.00人,0.00人,0.50人,0.50人,0.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	0.50人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	0.50人				
	5)技師Bの人数	0.50人				
	6)技師Cの人数	0.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師 外業	0.500	人	70,900	35,450	
R04004	技師 (A) 外業	0.500	人	62,600	31,300	
R04005	技師 (B) 外業	0.500	人	49,300	24,650	
	合 計				91,400	算出数量 1.000 式
	単 価		式		91,400	
	*** S単ー 4号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.5日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
				基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
	1)設計工種	頭首工・トンネル・用排水機場				
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.500日				
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	1.000	人	62,600	62,600	
	合 計				133,500	算出数量 1.000 回
	単 価		回		133,500	
	*** S単ー 5号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,中間,0.00人,2.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.5日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
				基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
	1)設計工種	頭首工・トンネル・用排水機場				
	2)打合せ	中間				
	3)設計用主任技師人数	0.00人				
	4)設計用技師(A)人数	2.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.500日				

事業名	西国東海岸保全事業					
業務名	1号排水機場基本設計業務					
業務別業務名: 1号排水機場基本設計業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
R04004	技師 (A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	1.000	人	49,300	49,300	
	合 計				174,500	算出数量 1.000 回
	単 価		回		174,500	
	*** S単一 6号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成 電子納品版業務報告書作成 1,A-4,800,10cm,0		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)報告書部数(部)	1.000		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	2)規格区分	A-4		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)枚数区分(枚)	800		深夜時間:0.0		
	4)厚さ区分	10cm				
	5)CD-R枚数(枚)	0.000				
P43496	報告書焼付代 (コピー) A-4以下 800枚	1.000	部	10,200	10,200	
P43544	簡易加除式ファイル A 4縦型幅10cm(チューブ・パイプファイル)	1.000	冊	886	886	
P43602	CD-R CD-R(記録面色素フタロシアニン)700MB	0.000	枚	47	0	
	合 計				11,086	算出数量 1.000 式
	単 価		式		11,086	
	*** S単一 7号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成 電子納品版業務報告書作成 0,A-4,800,10cm,1		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)報告書部数(部)	0.000		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	2)規格区分	A-4		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)枚数区分(枚)	800		深夜時間:0.0		
	4)厚さ区分	10cm				
	5)CD-R枚数(枚)	1.000				
P43496	報告書焼付代 (コピー) A-4以下 800枚	0.000	部	10,200	0	
P43544	簡易加除式ファイル A 4縦型幅10cm(チューブ・パイプファイル)	0.000	冊	886	0	
P43602	CD-R CD-R(記録面色素フタロシアニン)700MB	1.000	枚	47	47	
	合 計				47	算出数量 1.000 式
	単 価		式		47	
	*** S単一 8号 ***					
S63031	打合せ (設計旅費・交通費) 《打合せ (設計旅費・交通費)》 頭首工・トンネル・用排水機場,着手前・最終,通勤により打合せ, ライトバン,1日,4時間		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	1)設計工種	頭首工・トンネル・用排水機場		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	2)打合せ内容	着手前・最終		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師配置人員	1人		深夜時間:0.0		
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)宿泊区分	通勤により打合せ				
	8)交通機関区分	ライトバン				
	9)高速道路往復料金 (税別)	7,290円				
	10)鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	11)バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	12)船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	13)航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	14)ライトバン使用日数	1日				
	15)時間区分	4時間				
	16)宿泊料金 1式当料金 (税別)	0円				
	17)宿泊手当 1式当料金 (税別)	0円				
	18)落札率	0.000000				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	7,290	7,290	

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	2,560	2,560	
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	10.800	L	153	1,652	
	合 計				11,502	算出数量 1.000 回
	単 価		回		11,502	
	*** S 単- 9号 ***					
S63031	打合せ（設計旅費・交通費） ≪打合せ（設計旅費・交通費）≫ 頭首工・トンネル・用排水機場、中間、通勤により打合せ、ライトバン、1日、4時間		回		1.000 回	歩A 当たり算出
				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種 2)打合せ内容 3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員 7)宿泊区分 8)交通機関区分 9)高速道路往復料金（税別） 10)鉄道往復1人当料金（税別） 11)バス往復1人当料金（税別） 12)船舶往復1人当料金（税別） 13)航空往復1人当料金（税別） 14)ライトバン使用日数	頭首工・トンネル・用排水機場 中間 0人 2人 1人 0人 通勤により打合せ ライトバン 7,290円 0円 0円 0円 0円 0円 1日		深夜時間:0.0		
	15)時間区分 16)宿泊料金1式当料金（税別） 17)宿泊手当1式当料金（税別） 18)落札率	4時間 0円 0円 0.000000				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	7,290	7,290	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	2,560	2,560	
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	10.800	L	153	1,652	
	合 計				11,502	算出数量 1.000 回
	単 価		回		11,502	
	*** S 単- 10号 ***					
S63034	≪旅費交通費（設計外業宿泊用）≫ ≪旅費交通費（設計外業宿泊用）≫ ライトバン、2日、2時間		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)交通機関区分 2)高速道路往復料金（税別） 3)鉄道往復料金[全員分合算]（税別） 4)バス往復料金[全員分合算]（税別） 5)船舶往復料金[全員分合算]（税別） 6)航空往復料金[全員分合算]（税別） 7)ライトバン使用日数 8)時間区分 9)宿泊料金[全員分合算]（税別） 10)宿泊手当[全員分合算]（税別） 11)落札率	ライトバン 7,290円 0円 0円 0円 0円 2日 2時間 0円 0円 0.000000		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	7,290	7,290	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	2.000	日	2,150	4,300	
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	10.800	L	153	1,652	
	合 計				13,242	算出数量 1.000 式
	単 価		式		13,242	

令和 8 年度西国東海岸保全事業
1 号排水機場基本設計業務

特別仕様書

九州農政局 西国東海岸保全事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和8年度西国東海岸保全事業 1号排水機場基本設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、西国東海岸保全事業の一環として建設される1号排水機場の基本設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする、1号排水機場の建設予定地は、大分県豊後高田市呉崎地内で別添位置図に示す第1工区とする。

(土地の立ち入り等)

第1-4条

作業実施のための土地への立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1. 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 九州農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 九州農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1-6条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1. 審査項目 a) ～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
3. その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
4. 業務成果品のミス、不備 等

【審査項目】

a	業務内容に対応した費用が計上されているか。
b	配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
c	品質管理体制が確保されているか。
d	再委託への支払いは適正か。

（一般事項）

第1-7条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 受注者は常に業務内容を把握し、業務実施期間中に監督職員が資料の提出を求めた場合は速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士	当該業務に該当する学術部門	

(照査技術者)

第 1－9 条

1. 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士	当該業務に該当する学術部門	

2. 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－10 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－11 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－12 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(技術員等の配置)

第 1－13 条

本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。

配置する技術員等の氏名については、別に通知する。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場（平成 30 年 5 月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第 2－2 条

設計作業における設計条件（概定）は次のとおりであり、詳細は本業務において検討するものとする。

(1) 排水ポンプ設備設計条件

項目	第 1 工区（既設）
ポンプ設備	φ 800mm × 1 台 (1.20m ³ /s) φ 1200mm × 1 台 (2.00m ³ /s)

(参考図書)

第 2－3 条

設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。

番号	図書名	発行所
1	土木構造物標準設計	国土交通省
2	建設省河川砂防技術標準（案）	（一社）日本河川協会
3	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	（一社）日本建築学会

(貸与資料等)

第 2－4 条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料名	数量
設計	令和 2 年度西国東海岸保全事業 第 1 工区排水樋門排水解析・基本設計業務 報告書	1 部
測量	平成 30 年度西国東海岸保全事業 堤防測量業務 報告書	1 部

分類	貸与資料名	数量
調査	平成 30 年度西国東海岸保全事業 地質調査（その 1）業務 報告書	1 部
	平成 30 年度西国東海岸保全事業 地質調査（その 2）業務 報告書	1 部
	平成 30 年度西国東海岸保全事業 地質調査業務 報告書	1 部
その他	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	1 式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条

第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

第 2－6 条

本業務と関連する他業務（以下「関連業務」という。）は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに調整の図られた業務成果としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間（予定）
①	令和 8 年度西国東海岸保全事業 河川堤実施設計他業務（仮称）	令和 8 年 7 月 ～令和 9 年 3 月

第 3 章 設計作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙－1 設計作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
I. 設計作業（ポンプ場 基本設計）	1 箇所	
1. 準備作業	1 式	
2. 設計計画	1 式	
3. 水理計算	1 式	
4. 機場工の設計	1 式	
5. 樋門、樋管工の設計	1 式	
6. 建屋の設計	1 式	
7. 護岸工の設計	1 式	
8. 土工計画	1 式	
9. 仮締切堤設計	1 式	
10. 山留工設計	1 式	

作業項目	数量	備考
11. 概算工事費積算	1 式	
12. 照査	1 式	
13. 点検取りまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

1. 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
3. 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
4. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
5. 当該業務で実施するコスト削減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト削減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト削減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
<https://nn-techinfo.jp/>を参照。
 - ・ 新技術情報システム（NETIS）については、
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>を参照。
6. 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・ 「工事工種の体系化」は、
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
7. 農林水産省木材利用推進計画（令和4年4月改定）において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議である。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容

⑤その他

(2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

5. 業務確認会議において確認した事項については、業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）

のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

５．費用機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第４章 打合せ

（打合せ）

第４－１条

共通仕様書第１－１０条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第２回 中間打合せ（基本条件整理段階）

第３回 中間打合せ（計画・設計段階）

第４回 中間打合せ（細部設計段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第１－１１条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第５章 成果物

（成果物の提出）

第５－１条

成果物を共通仕様書第１－１７条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

１．成果物の電子媒体（CD-R等） 正副２部

２．成果物の出力 １部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（開示用成果物の作成及び提出）

第５－２条

第５－１条に記載している成果物（PDFファイル）に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

１．開示用成果物の電子媒体（CD-R等） １部

なお、「不開示情報」とは下表のとおりである。

不開示とする情報	該 当 項 目	該当条項
個人に関する情報 及び法人その他団体に関する情報	記述等により特定の個人を識別することができる情報 ・受注者氏名 ・個人、会社の印影 ・実施設計に必要な各種調査結果に記載された調査員等の氏名 ・打ち合わせ議事録等の発注者以外の氏名及び組織名 ・図面等に記載された地番、所有者等の氏名、住所等 ・顔写真	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第５条第一号及び第二号イ

	・技術提案等の当該法人の知的財産に関する情報 ・概算金額算出のための材料単価等見積もり業者名 ・IP アドレス等機器の接続情報 ・その他（公にすることにより個人、会社の権利利益を害する恐れのある情報）	
--	---	--

（成果物の提出先）

第5－3条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

大分県豊後高田市中真玉 2144 番地 12

九州農政局西国東海岸保全事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第 2－2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
2. 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
3. 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
4. 第 5 章に示す「成果物」に変更が生じた場合
5. 履行期間の変更が生じた場合
6. 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
7. その他

（業務スライドの試行）

第6－2条

- （1）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）（URL 「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- （2）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- （3）発注者又は受注者は、（2）の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- （4）変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （5）（2）の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、（2）中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- （6）予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフ

- レーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7)(6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8)(4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
- ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7－1 条

この特別仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー１【ポンプ場設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、基本設計のために必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の検討	基本設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 設計計画		
2-1. 比較検討	概略の調査資料に基づき、ポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の概定比較を行う。	○
2-2. ポンプ及び 附帯設備機場規模の検討	機場諸施設の配置及び規模を概定する。	○
3. 水理計算		
3-1. 揚程、キャピテーションの検討	揚程、キャピテーションの計算を行う。	○
3-2. ウォータハンマの検討	ウォータハンマの計算を行う。	○
3-3. サージングの検討	サージングの計算を行う。	○
4. 機場工の設計		
4-1. 吸水槽	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
4-2. 吐水槽	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
4-3. 沈砂池	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
4-4. 機場本体	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
4-5. 設計図作成・数量計算	一般構造図を作成し、概略数量計算を行う。	○
5. 樋門、樋管工の設計		
5-1. 躯体工	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
5-2. 門柱	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
5-3. 胸壁、翼壁、水叩き	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
5-4. 操作室、管理橋	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
5-5. 水門扉	主要寸法を概定する。構造計算は含まない。	○
5-6. 設計図作成・数量計算	一般構造図を作成し、概略数量計算を行う。	○
6. 建屋の設計		
6-1. 建物	主要ポンプ及び附帯設備を収容し得る平面及び高さを決定し、平面縦断計画を行う。ただし、構造計算、設備設計は含まない。	○
7. 護岸工の設計	護岸タイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○
8. 土工計画	標準断面図による概略数量計算を行う。	○
9. 仮締切堤設計	締切のタイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○
10. 山留工設計	山留タイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○
11. 概算工事費積算	主要工事数量と、事例等による単価で、概算工事費を算定する。	○
12. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
13. 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

(別添)

令和 8 年度西国東海岸保全事業 1 号排水機場基本設計業務

